

保険医療機関における書面掲示

【施設基準の届け出事項】

当院では、以下の施設基準について厚生局へ適切に届出を行っております。

- 初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準（歯初診）
- 歯科外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1）
- 歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1）
- 歯科治療時医療管理料（医管）
- 歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準
- 手術用顕微鏡加算（手顕微加）
- 口腔粘膜処置（口腔粘膜）
- 光学印象（光印象）
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー（歯CAD）
- 歯根端切除手術の注 3（根切顕微）
- レーザー機器加算（手光機）
- クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

【歯科点数表の初診料の注 1】

当院では、院内感染防止対策を実施しています。

【歯科外来診療医療安全対策加算 1】

緊急時には、連携保険医療機関と適切に対処を行える体制を整えています。

歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しています。

【歯科外来診療感染対策加算 1】

衛生管理に関する指針を定め、感染対策の専門知識を持つ職員を配置しています。

感染対策機器を備え、安心して通院いただける環境を維持しています。